

滋賀における村落金融システムとその性格について

—甲賀市水口町の「出納」を事例として—

神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科

博士後期課程 2年 吉村風

1. はじめに—問題の所在

日本の村落における経済的な組織としては、古くより頼母子や無尽が代表的なものとして知られている。頼母子や無尽は互いの金品の融通のため、同業者間や個人間の結びつきを単位として、複数の参加者（講員）が集まって一定の期日に掛け金を皆で出し合う。抽選・入札（利息の入札）などで順繰りに借受人を選び、借受人が掛け金の合計を借りるものである。こうした頼母子・無尽については従来、歴史学・民俗学・人類学など様々な立場からの多くの研究があるが、それ以外の村落における金融システムについては、あまり研究がなされてこなかった。

今回、事例として報告する滋賀県甲賀市水口町 A 地区（資料 1 参照）の「出納（スイドウ）」は、集落全体で私設の村営銀行ともいえる制度を形成し戦後まで維持してきた事例である。

本発表では、この「出納」制度を紹介するとともに、その成立・構造・展開を考察したいと思う。

2. 「出納」制度の成立と概要について

水口町 A 地区の「出納」は明治期に成立し、昭和 38 年まで行われた制度である。

A 地区内の副区長が 1 年交代で出納係を兼務し、住民の現金を預かり、また必要な際に貸付を行っていたものである。

この出納の正確な成立時期は不明であるが、聞き書きによると、明治ごろに成立したものという*1。実際、1904（明治 34）年ごろに編纂された A 地区を含む村の郷土誌では「部落ニヨリテハ公共ノ財産ヲ管理シ或ハ毎戸ノ租税金銭ノ貸借貯金取扱等ニ至ルマデ之ニ于與シ恰モ一私立銀行ノ如シ。例ヘバ定期ノ租税金ノ担当者ニ於テ取り纏メ、庄屋ニ出金ス。現今モ亦此法ニ従ヒ村役場ニ上納セル故ニ滞納者ヲ出サズトイフ。然シテ具主要ナル機関ノ取扱金高大概 1 ヶ年ニ一万七八千円内外ナリトイフ。」*1 と記述があり、また地区内の区有文書では明治 7 年の出納に関する書類があり、少なくとも明治の初期には成立していたと考えられる。

なお、この制度を考案した人物や経緯などは伝えられておらず、「よくわからないが資産のある家が考えたのではないか」「A地区は銀行のある集落から距離があり、その手間を省くためにできたのではないか」とのみ語られている。

「出納」にはA地区の全戸が家毎に参加し、また集落内の講（信仰による講、頼母子などの経済的な講の両者とも）やその他の団体も参加した。彼らは農作物の収入など現金収入があった場合は出納係に預け入れを行い、現金が必要になった際には、出納係の元へ現金を借りに来た。

預入借入は都度ごとに各家や団体が所有する「蔵勘定帳」と出納係側の「金銭出納帳」に記載される。出納の収支は年に一回の「蔵勘定」で清算され、1年単位で収支をまとめた「長帳（ナガチョウ）」に記入され、次の年へと引き継がれた。（資料2参照）

3. 「出納」における文書とその詳細

「出納」では「蔵勘定帳」「金銭出納帳」「長帳」の3つの種類の文書が使用された。これらの文書は、蔵勘定帳は各家に、金銭出納帳と長帳は毎年交代する出納係の家に保管されていた*2。現時点では資料3に示すと通りの各年度の文書の存在が確認されている。

これらの文書の役割は上述にの通りであるが、なかでも1年の決算となる長帳では資料4のような独特の記載方法と用語を使用して記されていることがわかる。

「出納」の各文書でみる経済の動きは現在調査中であるが、昭和36年のデータでは741口、1012万2820円の借入・小作料の移動があり、最終的には残高や預け入れにより282万9923円が残高として繰り越されたことが読み取れる。聞き取りによればその利率は時期によって変動していたが、だいたい年2分4厘～4分5厘程度であり、また借入預入ともに同じ利率であるということであった*3。

この「出納」では借入に際しても理由は問わない・保証人や担保も不要、というように住民にとって便利な制度として機能していた。基本的に借入超過（「出分」と呼ぶ）の場合は必ずその年の内に返済を行うこととされていたが、もし返済できない場合は、親類などが代わりに弁済をした。それでも返済不能となった場合は地区の「仕法委員」が協議し、対応を行ったという。この仕法委員は複数の出納係の経験者で構成されるもので、彼らが協議し財産の処分などを行ったこともあったという。またやむをえない事情のある家（戦争未亡人など）は仕法委員と出納係が相談をし、返済が免除される場合もあった。

4. 「出納」制度の性格と特徴

この「出納」制度の性格と特徴は以下のようにまとめることができる

- **本来は租税や小作料の徴収のためのものであり、金銭貸借・預貯金の機能は後付であった。**

上述の郷土誌の記載だけでなく、古い長帳には必ず「御年貢」「上納金」といったタイトルが振られていること、また長帳の記載は必ず、小作料などの動きを記した後に、現金の借入・預入が記されていることから推測される。出納係は副区長が出納係を兼務しており、地区の資産家・名望家などがこれを勤めているが、地区内での金銭貸借については利率を預借入金ともに同額にする、困窮した家は返済を免除するなどあくまで相互扶助を第一の目的としていたようである。実際、ある話者は、「当時は個人で銀行に金を借りることはできなかったのが良かった。」また、「出納係に頼みに行くとどんな時でもお金を融通してくれるため非常に便利な制度であった」と語る方もあった。

出納係が個人の権限で集落の外部の住民に、内部の住民とは別の利率で「出納」の貸付を行うことで利益を上げたり、あるいは預かった金銭を銀行に預けて運用を行ったりして自分の収入とした場合もあったが、もし損失などを出した場合は出納係が補填することとされ、これについては「出納係の腕次第」とされており、必ずしも一般的なことではなかったと思われる。また、A地区においては複数の名望家・資産家があり、一つの資産家が小作を独占するという形態ではなかったことが、搾取というよりも、相互扶助のため1年交代で出納係を勤めるという「出納」の形態を生んだのではと思われる。

なお、「出納」が成立した明治初年から明治30年ごろまで滋賀県内では資産家や地主などによる私設銀行が設立された。こうした私設銀行の設立ブームと「出納」成立との関係は不明であるが、なんらかの関連があった可能性もある。また、滋賀県は比較的、頼母子・講といった制度が古くから浸透しており、A地区のある甲賀市水口では、江戸期においては藩が講元となって藩の収入のため半強制的な頼母子を行ったことでも知られている。また、A地区においても複数の頼母子があったことが確認でき、頼母子の利益で神社の拝殿を建て直したことが伝わっている。こうした経済観念が「出納」制度成立の遠因となったとも思われる。

- **「出納」は地区の自治と関連した制度であった**

「出納」の文書類は全て「出納」における金銭の動きのみを記したものである。このように「出納」では金銭の動きを記した文書はあるが、副区長が出納係を兼務する以外、特に「出納」に関する規約などを定めた文書は作られなかったようである。

「出納」は地区の自治の予算とは別であったと住民には語られるが、その運用形態を見るとムラの役員費・ムラの行事への不参料・初子祝、還暦祝等の際

にムラに税として納める費用などの出入りが書かれており、地区の自治の予算とも関連したものであったと推測できる。特に、「出納」が存続していた昭和38年までは区の自治組織には区長・副区長は置かれていたが、会計は置かれておらず、副区長が出納係を兼務し自治の予算を管理していて、「出納」が廃止された後に会計が置かれることとなったのも、出納が地区の自治とかんけいしていることの証左になるかと思われる。

また推測ではあるが、あえて規約を作らず、区の予算と微妙な関係性を持たせた(必ずしも自治の予算と同一ではないが、関連のある資金とした)ことが、この制度が昭和38年まで長続きした一因とも考えられる。なお、住民の話によると昭和38年の廃止の際の理由は、「出納」が便利であったため住民が他の金融機関を利用することがなく却って不利益を蒙ることが懸念されたことと、資金を預けていた農協や銀行などから、非公認の村営銀行について問題視する声が上がったことによるものとされている。

5. まとめと今後の課題

今回紹介した「出納」制度は、村落における金融システムの一例であるが、従来研究されてきた頼母子や無尽とはまったく異なるものであり、その特徴としてはムラの自治と深く関連していることがあげられる。

同様・類似の制度が滋賀県あるいは全国的に存在していたかどうかは現時点では不明ではあるが、村落の社会構造・自治制度を考える上で、こうした村落における金融システムとその影響を念頭において研究を進めることは、非常に重要であると考えられる。

今後の課題として、「出納」がどのようにムラの自治に関係してきたかを明らかにするとともに、類似の事例の探索・研究・分析を進め、村落における金融システムと村落構造を明らかにしていきたいと考えている

注

*1 句読点筆者付記。

*2 A地区では公民館に文書庫が付設されており、現在、区有文書や各家の古文書が収集されている。出納関連の文書も何点かが収められている。

*3 預借入金の利率は同じであるが、預け入れの場合その翌日から、借入の場合は借入当日から利息が発生し、その差分が出納の収益となった。

参考文献

松崎かおり 1993「経済的講の再検討－『輪島塗り』漆器業者の頼母子講分析を通して－(『日本民俗学 193号』日本民俗学会)

野元美佐 2004 「貨幣の意味を変える方法－カメルーン、バミレケのトンチン（頼母子講）に関する考察（『文化人類学』69巻3号）

吉原直樹 1998 「頼母子講の存続形態と機能に関する一事例研究－アリサンとの比較で－」（『東北文化研究室紀要』39集）

渕上清二 2005 『近江商人の金融活動と滋賀金融小史』 サンライズ出版

伝田功 1993 『地域の金融・財政史』 日本経済評論社

資料1

甲賀市水口の位置

